

# 第 511 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 5 年 8 月 4 日(金)  
午前 10 時 30 分～  
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階  
共用大会議室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 愛知県最低賃金の改正決定について
- (2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
- (4) その他

3 閉 会



# 第511回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和5年8月4日(金)

午前10時30分～

名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用大会議室



傍聴席

報道席

水野 委員	長谷川 委員	中山 委員	鈴木 委員	小野木 委員
----------	-----------	----------	----------	-----------

公益代表委員

梶原 委員
太箸 委員
堀江 委員
竹内 委員
安田 委員

使用者代表委員

中島 委員
木戸 委員
大脇 委員
安藤 委員
松下 委員

労働者代表委員

課長補佐	主任賃金 指導官	賃金課長	労働局長	労働基準 部長	賃金 指導官
------	-------------	------	------	------------	-----------

事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----

入口



# 資 料 目 次

資料 No

- 1 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書 (写)
- 2 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告) (写)
- 3 最低賃金引上状況等の推移 (愛知) 令和4年度版





令和5年8月4日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会  
部会長 中山 徳良

#### 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額955円）は、令和3年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に当たっては、政府に対し、別紙3の事項を強く要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は別紙4のとおりである。

## 別紙 1

### 愛知県最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,027 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日



## 別紙 2

### 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額955円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和3年度
- (3) 生活保護費(令和3年度)  
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,256円)

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$955\text{円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(\text{1か月平均法定労働時間数}) \times 0.816(\text{令和3年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 135,439\text{円}$

政府に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に地方、中小企業・小規模事業者に十分配慮し、生産性向上の支援を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
- 3 賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組み、税制を含め更なる施策を検討すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう充実した支援を行うこと。
- 4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

別紙4

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会委員名簿

(令和5年7月26日現在)

公益代表委員

氏名	現職等
中 <sup>ナカヤマ</sup> 山 <sup>ノリヨシ</sup> 徳 <sup>ノリヨシ</sup> 良	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
長 <sup>セガワ</sup> 谷 <sup>フキ</sup> 川 <sup>フキ</sup> 子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
水 <sup>ミズ</sup> 野 <sup>ノ</sup> 有 <sup>ユ</sup> 香	愛知大学経済学部 教授

労働者代表委員

氏名	現職等
安 <sup>アンドウ</sup> 藤 <sup>トモ</sup> 知 <sup>トモ</sup> 子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
大 <sup>オオワキ</sup> 脇 <sup>マ</sup> 匡 <sup>サト</sup> 人	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
木 <sup>キ</sup> 戸 <sup>ド</sup> 英 <sup>ヒデ</sup> 博	CKD労働組合 中央執行委員長 JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

使用者代表委員

氏名	現職等
梶 <sup>カジワラ</sup> 原 <sup>ヒロシ</sup> 弘 <sup>ヒロシ</sup> 司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
太 <sup>トハシ</sup> 箸 <sup>シユンイチ</sup> 俊 <sup>シユンイチ</sup> 一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長
堀 <sup>ホリエ</sup> 江 <sup>クニ</sup> 公 <sup>クニ</sup> 仁 <sup>コニ</sup> 子	株式会社フェアウィンド 代表取締役

(敬称略、五十音順)



令和5年8月4日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
検討小委員会  
委員長 長谷川 ふき子

愛知県の特定期最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年7月4日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等3回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙2のとおりである。

## 別紙1

以下2件の愛知県の特定期最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下3件の愛知県の特定期最低賃金について、改正決定の必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

## 愛知地方最低賃金審議会 検討小委員会委員名簿

令和5年7月4日現在

区分	氏 名	現 職 等
公益代表	鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
	中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
	長谷川 ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
労働者代表	安藤 知子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
	大脇 匡人	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
	木戸 英博	C K D労働組合 中央執行委員長 J A M東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
使用者代表	梶原 弘司	愛知県経営者協会 会員サービス部 担当部長
	太 箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長
	堀江 公仁子	株式会社フェアウィンド 代表取締役

(敬称略・五十音順)

# 最低賃金引上状況等の推移（愛知） 令和4年度版

単位：時間額, 引上額(円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)
<b>愛知県最低賃金</b>	780 (H2510.26)	22 (2.90)	800 (H2610.1)	20 (2.56)	820 (H2710.1)	20 (2.50)	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)
目安額 (円) [引上率(%)]	19 (2.51)		19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)	
改定状況調査による 賃金上昇率 (%)	1.1		1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5	

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)
染色整理業	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)
鉄鋼業	885 (113.5)	11 (1.26)	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1018 (103.2)	22 (2.21)
はん用機械器具業 製造	858 (110.0)	9 (1.06)	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)	
精密機械器具業 製造	813 (104.2)	9 (1.12)	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875		875	(H29.12.16)	875	(H29.12.16)
電気機械器具業 製造	823 (105.5)	8 (0.98)	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901		901	(H30.12.16)	901	(H30.12.16)
輸送用機械器具業 製造	863 (110.6)	9 (1.05)	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)
自動車(新車) 小売	846 (108.5)	10 (1.20)	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943	(R2.12.16)	943	(R2.12.16)
各種商品小売業	799 (102.4)	7 (0.88)	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847		847	(H28.12.16)	847		847	(H28.12.16)	847	(H28.12.16)
自動車(新車) 同部品小売業	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)
発効日※		(H25.12.16)		(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)







令和 5 年 8 月 4 日

愛知労働局長  
阿部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 3 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 955 円）は、令和 3 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に当たっては、政府に対し、別紙 3 の事項を強く要望する。

## 別紙 1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,027 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

## 別紙 2

### 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- ( 1 ) 件名 愛知県最低賃金
- ( 2 ) 最低賃金額 時間額955円
- ( 3 ) 発効日 令和3年10月1日

#### 2 生活保護費

- ( 1 ) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- ( 2 ) 対象年度 令和3年度
- ( 3 ) 生活保護費(令和3年度)  
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,256円)

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

##### (注) 1か月換算額

$955\text{円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(\text{1か月平均法定労働時間数}) \times 0.816(\text{令和3年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 135,439\text{円}$

## 政府に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に地方、中小企業・小規模事業者に十分配慮し、生産性向上の支援を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
- 3 賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組み、税制を含め更なる施策を検討すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう充実した支援を行うこと。
- 4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。



令和 5 年 8 月 4 日

愛知労働局長  
阿 部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会 長 中 山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下3件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)



愛労発基 0804 第 1 号  
令和 5 年 8 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳 良 殿

愛知労働局長 阿 部 充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）